

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 投票管理者等の住所の一部の告示に関する事項

市町村の選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はこれらの職務代理者を選任した場合に行う住所及び氏名の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができるものとする。 (第二十五条、第六十八条及び第八十一条関係)

第二 病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件に関する事項

病院の不在者投票管理者の職務代理者に医師又は歯科医師以外の者もなることができるものとする。 (第五十五条第九項関係)

第三 選挙公営に関する事項

- 一 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げること。 (第百九条の四関係)
- 二 選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、選挙運動用ポスター並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に

要する経費に係る限度額を引き上げること。（第百九条の七、第百九条の八、第百十条の二、第百十条の三、第百十条の四、第百二十五条の三及び第百三十二条の三の二関係）

第四 点字投票で使用することができ点字に関する事項

盲人が投票に関する記載に使用することができる点字に、特殊音及びアルファベット等を追加すること。

（別表第一関係）

第五 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則第一項関係）

二 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとする。 （附則第二項関係）

三 その他所要の規定の整備を図るものとする。